

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	確定拠出年金の運用方法の除外規定の整備	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	確定拠出年金法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし			
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input type="checkbox"/> 定性的な分析	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり		<input type="checkbox"/> 想定される代替案なし		<input type="checkbox"/> 設定なし	
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		※
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり		<input type="checkbox"/> 設定なし		※	
<p>【課題の説明】</p>							

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

改正案においては、運用対象商品の除外手続について、一定の条件の下で、運用対象商品を運用している者の3分の2以上の同意に基づき、商品除外を実施できるよう措置し、既に利回りやリスクの観点からふさわしくない商品の除外を実効的に可能とし、加入者の運営環境の整備を図る便益がある一方で、事業主等にとって除外商品を選択している者に対して情報提供を行う費用が生じる。そもそも確定拠出年金法の趣旨が国民の老後所得の充実であることを踏まえれば、当該便益は十分大きく、事業主が掛金拠出に対して税制優遇を受けていることを踏まえれば、当該費用が十分小さいことから、当該便益は、費用を大きく上回っている。

《代替案との比較に係る補足説明》

(代替案における費用)

改正案における運用管理機関が提示する商品の除外については、除外する商品を購入している加入者等に対して、規約の改正時には当該規約が閲覧可能な状態にされている上、実際の除外時には全員に通知がいくことになり、十分な周知が図られている。

この上で、実際に除外される際は、当該加入者等の3分の2以上の同意に基づき、商品の除外が行われるため、加入者の意思が反映されないまま商品除外が行われてしまう可能性は否定できないものの、その可能性は十分低く、社会的費用として明示する程ではないと思われる。

一方、代替案においては、労働組合等の同意により商品が除外されるため、商品を実際に選択している者以外の者の意思が介入することから、加入者の意思が反映されないまま商品除外が行われる可能性が確かに存在するため、当該社会的費用が発生するものと思われる。

(代替案の費用と便益の分析)

代替案においては、加入者の過半数で組織する労働組合等の同意により商品を除外できることとし、既に利回りやリスクの観点からふさわしくない商品の除外を実効的に可能とし、加入者の運営環境の整備を図る便益がある一方で、事業主にとって除外商品を選択している者に対して情報提供を行う費用、労働組合等において同意を取得する費用及び加入者の意思に反して商品除外が行われる可能性があるという社会的費用が生じる。確定拠出年金法の趣旨に鑑みれば、便益は十分大きいものの、遵守費用及び社会的費用が大きいため、便益が費用を十分上回っているとはいえない。

《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

今国会に提出した確定拠出年金法等の一部を改正する法律案附則第2条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされており、当該箇所への記載の趣旨としては、「必要があると認めるときに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」というものである。